導入促進基本計画

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
- (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、つくばエクスプレスの開業やその沿線の市街地整備を受けて、令和4年には25万人を超え、その後もつくばエクスプレス沿線市街地などを中心に増加し、現在は約25.3万人となっている。

今後も一定の人口定着が続き、令和 30 年の約 29 万人をピークとして、やがて緩やかに人口減少に転じると予測されている。

つくばエクスプレス沿線市街地では、人口が増加傾向にあるが、つくばエクスプレス沿線市街地から離れている地区では、人口が減少傾向にあり少子高齢化の動きが大きく、買い物弱者問題が表面化してきている。

産業構造については、市内の就業者数を産業3部門別にみると、第3次産業が最も 高く、第1・2次産業の割合は年々低くなり、第3次産業化が進んでいる。

産業大分類別事業所数では、「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「宿泊業・飲食サービス業」となっており、茨城県及び全国の構成比を比較すると「製造業」の割合が特に低い。

市内の商工業について、人口が増加しているつくばエクスプレス沿線市街地では、 集客力の大きい大型商業施設等の立地が進む一方、つくばエクスプレス沿線市街地から離れている区域の既存商店街は、販売額や売場面積が減少している状況である。

この状況下に対して、現在当市の中小企業経営支援事業として、中小企業者に対する事業資金の融資あっせん並びに、これに係る保証料及び利子補給の補助を行っている。また、既存商店街の振興として、空き店舗活用補助金制度により空き店舗の解消と商店街の活性化を図っている。

しかし、中小企業・小規模事業者の経営環境は、消費や受注の低迷、人手不足や経営者自身の高齢化による後継者確保難などに加え、新型コロナウイルス感染症による事業への影響も受けているため、現在も厳しい状況にある事業者が多く存在しており、この問題を改善するうえで、生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

当市は、中小企業等経営強化法第 49 条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を 策定し、中小企業者の設備投資を促すことで、地域経済の維持・発展を目指す。その ための目標として、計画期間中に 50 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とす る。

(3) 労働生産性に関する目標

当市は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、卸売・小売業、建設業、宿泊業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、その性質から市内の日常的な雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらないことから、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備(自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む)に限るものとし、発電電力のすべてを他者に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、市中心部につくばエクスプレス沿線市街地駅周辺のほか、北部の筑波地区から南部の茎崎地区にかけて、広域に商店街と工業団地が立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種·事業

当市の産業は、卸売・小売業、建設業、宿泊業と多岐にわたり多様な業種が、つくば市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様である。本計画においては、労働生産性が 年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用 の安定に配慮する。
 - ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
 - ・つくば市環境基本条例(平成 10 年 10 月 1 日条例第 23 号)、つくば市景観条例(平成 19 年 6 月 26 日条例第 31 号)に配慮する。